

令和元年度 静岡市障害者自立支援協議会の協議体系

障害者総合支援法で規定する協議会 障害者への支援体制整備を図るため関係機関・団体、障害者、その家族、福祉・医療・教育・雇用に従事する者により構成。相互連絡により地域課題情報共有、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議する。

障害者基本法で規定する合議制機関

